令和2年2月7日告示第2号

(設置)

第1条 菊池環境保全組合新環境工場等長期包括運営事業(以下「事業」という。) の実施にあたり、事業に係る意見を聴取し、新環境工場等(新最終処分場、環境 美化センター及び旧杉水埋立処分場)の運営を行う事業者を公正かつ公平に選定 するために、菊池環境保全組合長期包括運営事業者選定委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、組合長の依頼又は諮問に基づき、次に掲げる事項について検討 し、その結果を組合長に報告又は答申する。
  - (1) 事業者の募集、選定等に係る実施方針に関すること。
  - (2) 事業の実施方法の選定に関すること。
  - (3) 事業者の募集方法、事業の要求水準及び事業者の選定基準に関すること。
  - (4) 事業者及び事業提案書の審査に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の推進に関し必要な事項 (委員)
- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから組合長が委嘱する。
  - (1) 専門知識を有する者
  - (2) 関係市町副市町長
  - (3) その他組合長が認める者
- 2 委員の任期は、前項に基づき委嘱された日から前条に規定する所掌事務が終了 する日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職にあるため委員となる場合は、その職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、 その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、組合長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席で成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、委員長の発議により、出席委員の 3分の2以上の多数で公開が不適当と議決された場合は、会議の全部又は一部を 公開しないことができる。

- 2 委員長は、公開する会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めるものとする。
- 3 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他傍聴について必要な事項は、菊池 環境保全組合議会傍聴規則(平成12年6月1日議会規則第3号)の規定に準ずる。 (会議結果の公表)
- 第7条 公開された会議の結果については、会議内容の要旨を作成し、委員長の承認を経て、公表するものとする。
- 2 前項の公表は、菊池環境保全組合ホームページによる閲覧、及び菊池環境保全組合が発行する広報誌等によって公表する。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、検討の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の 団体の権利利益を害するおそれがあるもの及び、事業の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるものは、他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様 とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、菊池環境保全組合において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、組合 長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年2月7日から施行する。